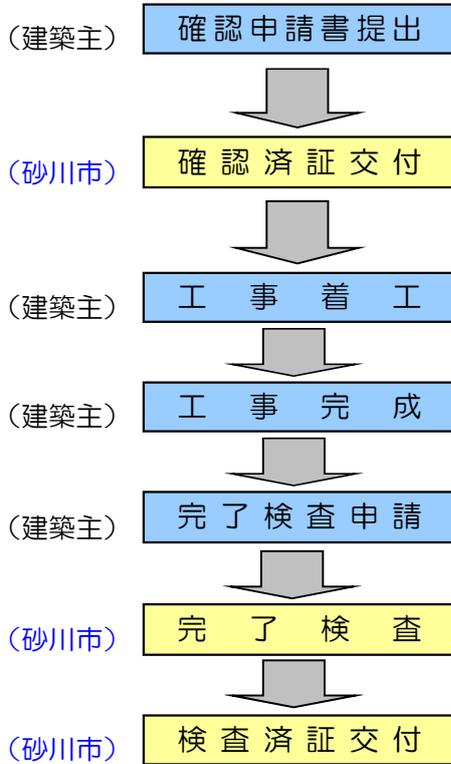


まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）補助金

【新築住宅の場合】

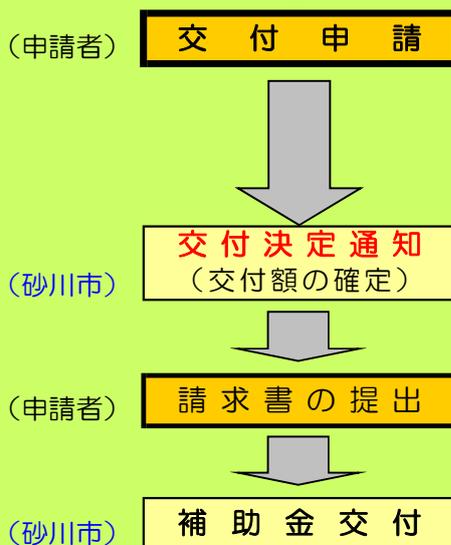
本補助金申請を行う際に、同一敷地内にある建物が建築基準法に基づく手続き（建築確認）を行わずに増築等を行っていた場合は、この制度のご利用はできませんので、ご注意下さい。

《手続きの流れ》



《提出書類等》

- 建築基準法の規定による申請
- 建築主又は建築主から委任を受けた者が提出
- 建築基準法の規定による交付
- 建築主から建築主から委任を受けた者が受領
- ※ 都市計画区域外に建設する場合は「工事届」の提出後に着工してください。
- 建築基準法の規定による完了検査申請
- 建築主又は建築主から委任を受けた者が提出
- 建築基準法の規定による検査
- 建築基準法の規定による交付
- 建築主又は建築主から委任を受けた者が受領



- 交付申請書（別記第1号様式）
- 工事契約書とその写し
- 見積書とその写し（施工会社が作成したもの）
- 瑕疵担保履行法に基づく保険付保証明書又は、供託証明書（供託の確認が可能な書類）
- 建物の外観写真（2面以上）

※ 砂川市から申請者の方に通知します。

- 請求書（別記第5号様式）
- 郵送又は持参して下さい

※ 請求書を受領後、約1ヶ月程度で申請者が指定する金融機関の口座に振込みます（振込通知はいたしません）